

# 飯塚市男女共同参画推進条例のあらまし

飯塚市においては、これまで男女共同参画を推進してきました。しかし、市が行った意識調査によると家庭生活、職場、社会通念等様々な分野で男女間の不平等を感じている市民が多いことがわかりました。

これらの意識をなくし、女性も男性も、自分らしくイキイキと生きることができる男女共同参画のまち飯塚市を実現するために、全市で男女共同参画社会の形成を促進することを目的に条例を制定しました。

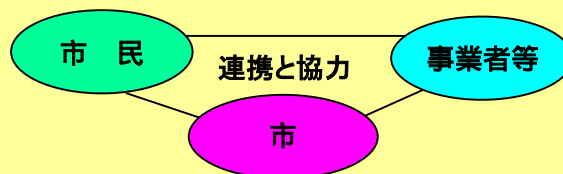
## 飯塚市男女共同参画推進条例の構成

### 基本理念（第3条—第5条）

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 国際的協調



### 市の責務（第6条）・市民の責務（第7条）・事業者等の責務（第8条）



### 性別による差別的取扱い等の禁止（第9条）



### 基本的施策（第10条—第19条）

- 調査研究
- 啓発活動
- 男女共同参画推進教育の充実
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 女性の労働環境改善のための支援
- 地域団体等における男女共同参画の促進
- 政策又は方針決定過程への女性の参画の促進
- 飯塚市男女共同参画プラン
- 参画プラン施策の実施体制の整備
- 男女共同参画の推進の拠点

### 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン （第20条—第28条）

### 苦情及び救済の申出の処理 （第29条—第38条）

### 飯塚市男女共同参画推進委員会 （第39条・第40条）



## 男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

## 3つの基本理念を定めました。(第3条—第5条)

これらの基本理念は、市をはじめ、市民・事業者等のみなさんが、第6条から第8条に規定する責務を果たす上で基本となる考え方です。

### 1. 男女の人権の尊重

個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いをなくしましょう。男女が性別に関わらず、能力を発揮する機会を確保できるようにしていきましょう。

### 2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担にとらわれず、男女が自由な選択のもとに活動できるように、社会制度又は慣行について見直していきましょう。

### 3. 国際的協調

男女共同参画社会の形成は、世界的な取組と密接な関係を有します。国際社会の動向に留意しながら協調していきましょう。

## 責務を定めました。(第6条—第8条)

市と市民・事業者等のみなさんの連携と協力が必要です。

※条例では、「市民」:市内に居住・通勤・通学する人、市内で活動をする人、「事業者等」:市内で事業又は活動を行う民間の法人その他の団体(営利非営利問わず)と定義しています。

- 職域・学校・地域・家庭その他の社会のあらゆる分野で、男女共同参画の推進を妨げる要因を取り除くよう努めましょう。
- 市が実施する参画施策に協力しましょう。

### 事業者等の皆さん (事業者等の責務)

- 事業、活動に関し男女共同参画の推進を妨げる要因を取り除くよう努めましょう。
- 市が実施する参画施策に協力しましょう。

### 市 (市の責務)

- 男女共同参画社会の形成を促進するための施策を総合的に策定・実施していきます。
- 参画施策の実施については、市民・事業者等の協力を得よう努めます。
- 参画施策を実施するための財政上の措置を講ずるよう努めます。

## 性別による差別的取扱い等を禁止します。(第9条)

性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)など男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権侵害であることを充分認識するとともに、そういった行為を行ってはならないことを規定しました。

## 市の基本的施策を定めました。(第10条—19条)

市は、次のような取組を進めます。

- 第10条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を行います。
- 第11条 男女共同参画社会の形成について、市民・事業者等の理解を深めるため、啓発活動を行います。
- 第12条 学校教育・社会教育・家庭教育その他の教育の分野において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めます。
- 第13条 家族を構成する男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動を行うことができるよう必要な支援をします。
- 第14条 男性の家庭責任の共有を促進し、女性の労働環境の改善について必要な支援をします。
- 第15条 地域において活動する団体、組織等の方針の立案・決定について、女性の参画を促進するための必要な支援をします。
- 第16条 積極的改善措置として、市の政策の立案・決定の過程における女性の参画の推進、事業者等の方針の立案・決定の過程における女性の参画の促進を図るため、情報の提供、助言その他の支援を行います。
- 第17条 総合的かつ計画的に男女共同参画社会の形成を促進するための施策「飯塚市男女共同参画プラン」を策定します。また施策の状況について、報告書を作成し公表します。
- 第18条 参画プランに基づき施策を実施するため必要な体制の整備に努めます。
- 第19条 飯塚市男女共同参画推進センターを、市民及び事業者等と連携して男女共同参画の推進を取組む拠点となる施設とします。

## 苦情等の申し出ができます。(第20条—第38条)

飯塚市男女共同参画オンブズパーソンを置き、市の参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと思われる施策、措置についての苦情の申し出、または市内において市・市民・事業者等から人権侵害を受けたときの救済の申し出について対応します。

※「人権侵害」とは、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を妨げる要因による人権侵害を言います。

## 飯塚市男女共同参画推進委員会を設置します。(第39条・第40条)

飯塚市男女共同参画プランや、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する飯塚市男女共同参画推進委員会を設置します。